

平成 25 年 6 月 21 日

復興庁

## 懲戒処分等の公表について

当庁参事官による不適切発言について、次のように処分等を行った。

政府の最重要課題である復興について、被災者及び国民の復興に対する政府の信頼を傷つけ、さらには復興に対する政府の姿勢を疑われかねない事態を招いたことは、誠に遺憾である。

関係者に改めて深くお詫びするとともに、信頼を回復するべく、復興庁一丸となって努力する。

### 1 被処分者及び処分

- |                |       |         |
|----------------|-------|---------|
| (1) 復興庁統括官付参事官 | 水野 靖久 | 停職 30 日 |
| (2) 復興庁事務次官    | 中島 正弘 | 戒告      |
| (3) 復興庁統括官     | 岡本 全勝 | 戒告      |

### 2 処分年月日

平成 25 年 6 月 21 日

### 3 処分の理由

- (1) 水野参事官は、ツイッターにて不適切な発言を行い、特に政府の重要政策である復興に関し、幹部職員の立場にありながら被災者及び国民の政府に対する信頼を傷つけ、さらには復興に対する政府の姿勢を疑われかねない事態を招いたことは、国家公務員法第 99 条に規定する信用失墜行為に該当する。

また、勤務時間内にツイートしたことは、国家公務員法第 101 条に規定する職務に専念する義務に違反する。

- (2) 中島事務次官は、統括官を通じて職員を指揮監督する立場にありながら、水野参事官が不適切な発言をした件に関してその義務の履行が不十分であった。
- (3) 岡本統括官は、職員の服務に関する事務を統括する立場にありながら、水野参事官が不適切な発言をした件に関してその義務の履行が不十分であった。

#### 4 復興大臣の給与返納

根本匠復興大臣は、給与の自主返納1か月を行う。

#### 5 その他

- (1) 再発防止に関する内規を制定する。
- (2) 水野参事官は、6月21日付けで総務省へ異動させる。